

鶴岡市交通事業者第二種免許取得支援事業補助金交付要綱

令和6年1月30日

鶴岡市告示第9号の2

1 目的及び交付

市長は、運転手不足が深刻化しているバス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者（以下「事業者」という。）における運転手の確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、事業者が負担する従業員の第二種免許取得に係る経費に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。

3 補助対象事業者

補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に主たる事業所を置く事業者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（法第3条第1号イに規定する事業をいう。）を営むことにつき国土交通大臣の許可を受けた事業者で、当該許可につき現に停止処分等を受けていないもの
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（法第3条第1号ロに規定する事業をいう。）を営むことにつき国土交通大臣の許可を受けた事業者で、当該許可につき現に停止処分等を受けていないもの
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（法第3条第1号ハに規定する事業をいう。）を営むことにつき国土交通大臣の許可を受けた事業者で、当該許可につき現に停止処分等を受けていないもの

4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が令和7年2月28日までに支出した従業員の第二種免許（大型特殊第二種免許を除く）取得に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 入学金
- (2) 適性検査料
- (3) 学科教習料
- (4) 技能教習料
- (5) 効果測定料

- (6) 教材費
- (7) 写真代
- (8) 検定料

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。ただし、国土交通省、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人山形県バス協会から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の交付額を控除するものとする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、鶴岡市交通事業者第二種免許取得支援事業費補助金交付申請書（別記様式。以下単に「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して令和7年2月28日までに市長に申請しなければならない。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する補助金等交付申請書、事業計画書及び収支予算書の提出を省略することができる。

- (1) 一般旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (2) 第二種免許取得者の運転免許証の写し
- (3) 経費の使途が確認できる領収書の写しその他支払いの事実とその内容が確認できる書類
- (4) 補助対象事業者が経費を負担したことが確認できる書類
- (5) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (6) 国土交通省、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人山形県バス協会からの補助金額が確認できる書類
- (7) 市税納付状況の照会に係る届出
- (8) その他市長が必要と認める書類

7 補助金の額の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、交付申請書の提出をもって実績報告がなされたものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

8 帳簿等の保存期限

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助事業の完了する日の属する年度の翌年から起算して5年間とする。

9 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月30日から施行する。

別記様式（第6項関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

（申請者）

住 所
事 業 所
代 表 者

（連絡先 〃）

鶴岡市交通事業者第二種免許取得支援事業補助金交付申請書

鶴岡市交通事業者第二種免許取得支援事業について、補助金 〃 円を交付されるよう、鶴岡市交通事業者第二種免許取得支援事業補助金交付要綱第6項の規定により関係書類を添付して申請する。

交付申請兼実績報告内訳書

(単位：円)

第二種免許取得者				補助対象経費			交付申請額 (d)=(c)×1/3 (千円未満切捨)
氏名	生年月日 (年齢)	採用年月日	取得年月日	事業者負担額 (a)	国等からの 補助金等(b)	補助対象経費 (c)=(a)－(b)	
	(歳)						
	(歳)						
	(歳)						
					合計		

- 注1 年齢は、交付申請時点における年齢を記載すること。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除いて記載すること。(要綱第5項)
- 3 補助対象経費の内訳が確認できる書類(領収書の写し等)を添付すること。(要綱第6項)
- 4 国等からの補助金等の額が確認できる書類(交付決定通知書の写し。ただし、交付決定前の場合は交付申請書、事業計画書、事前申請書等)を添付すること。(要綱第6項)